

奈良県告示第三百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和元年十二月二十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
若松 伸一	井上整骨院 北葛城郡上牧町桜ヶ丘三―二 九―一	令和元年九月二十六日